

優秀修士論文概要

近代化における幽霊

——明治初期と大正期における幽霊の二つの近代化について——

田部井 隼人

はじめに

——幽霊の話の一つ、出来るだけきまじめにまた存分にしてみたい。——
 一般に、近代化とは「文明」や「科学」の名のもとに、その対極に位置する「野蛮」や「迷信」をあぶり出し、それらを排除・編成替えること
 によって押し進められるものとして理解されている。日本近代史においては
 一九七〇年代の民衆思想史研究を端緒として、こうした近代化のなかで
 排除されていった生活習俗や民間信仰を「民俗」と呼称し、そこに国家に
 対抗する民衆のコスモロジーを見出すことで民衆側から近代化・文明化の
 再検討を行うという新たな視点を提示した。

こうした「文明」対「民俗」という構図を前提とすると、幽霊は当然の
 ように「民俗」に振り分けられ、近代化の過程で「非科学的」「非合理的」
 といったレッテルを貼られて、公の場から駆逐されていったという見方が
 なされる。実際、これまで文化史や文学研究の場では近代以降、幽霊がリ
 アリティを消失させ、もっぱら文学や芸能の場に活躍が制限されていた
 過程が自明のように論じられてきた。しかし、現代においてなお、幽霊が
 ある程度のリアリティを保ちながら語られ続けている状況から考えると、

「文明」や「科学」によって克服され得ない、なにかが近代化において
 起こったと考えられる。

本研究では、合理主義や科学主義と真つ向から対立する幽霊を取り上げ、
 幽霊もまた社会の変化にあわせて独自の近代化を遂げていたことを指摘し、
 これを「幽霊の近代化」と呼称して、「文明」による「民俗」の抑圧とは
 異なる近代化像を提示することを試みた。

一章 心霊以前——明治期における「神経病の幽霊」と

近世怪談文化

第一章では、明治前期（五年～一四年）の新聞雑報記事に掲載された幽
 霊のうわさ話に注目した。そして、それら幽霊談の分析を通して、従来、
 合理主義的立場から幽霊や妖怪などの迷信を否定し、民衆を開化へと導く
 「啓蒙のメディア」としての役割を指摘されてきた新聞が、民衆教化のた
 めに教戒的な幽霊談を掲載することで、かえって人々に幽霊を「見せる」
 メディアとしての役割を担っていたことを指摘した。そこで報じられる幽
 霊談は近世唱導説話の影響を強く受けており、同時期の僧侶による説教と
 しばしば話柄を共有していた。

だが、「啓蒙のメディア」としての立場上、新聞が幽霊談を掲載するこ
 とは自らの存在意義を揺るがしかねない禁じ手になり得た。それでも堂々
 掲載が出来た理由は当時の流行語であった「神経」「神経病」という新語
 を取り込んだことにある。これはもともと啓蒙主義者によって幽霊を西洋
 の精神医学的見地から否定する文脈で使われた学術用語であったが、三遊
 亭円朝の『真景累ヶ淵』や河竹黙阿弥『木間星箱根鹿笛』などに見られる
 ように「悪事をした者に幽霊が見える」という通俗的な解釈が先行し、近
 世唱導説話に見られるような因果応報譚と結びついて受容された。その結

果、近世以来の幽霊に「神経病の幽霊」という新たな名を与えて明治の世に引き続き活躍の場を与えたのである。

その一つが新聞の教戒的な幽霊談記事であった。「懲戒するメディア」としての性質を併せ持つ新聞は、ときに市井の人々の「悪事」を世間に晒し、それを糾弾したり嘲笑したりすることで、読者に「世間」からの視線を内面化させ、馴致させる役割を持っていた。読者の興味関心を惹きつけながら教戒を示すという点で、因果応報的構造を持つ「神経病の幽霊」はうつつつけの素材であった。言うなれば、「神経」「神経病」という言葉は新聞にとつて迷信肯定の態度を取らずに幽霊談を紹介するという安全弁の役割を果たしたのである。それと同時に読み物的興味をそそる誘引剤でもあった。

視点を転じれば、「文明」対「未開」（野蠻）という構図のもと、狐憑きや禁厭祈祷などが後者に分類され、制度的にも弾圧されていたのに対し、西洋の精神医学知識に由来する「神経」「神経病」という新語によって「知」のレベルでの保護を獲得した幽霊はその実在を否定されながらも、「心」の問題にすり替えられることで、かろうじて明治の世に存在を許されたとも言えよう。これが幽霊にとつての一度目の近代化であった。

第二章 心霊過渡期―変化する幽霊―

第二章では、説教種本としての役割を持つ『古今実説 幽霊一百題』に見る僧侶の幽霊談の語り方の変化を出発点とし、明治三〇年代に起こった女性観の変化と心霊思想流入という二つの大きな要因によって幽霊談を受け止める人々の心性が変化し、それに併せて旧来の女訓的・因果応報的な幽霊談が「古臭い」と見做され、説教においても新聞雑報においても同時

期に求心力を失っていく様子を明らかにした。

その際、「知」の領域での新たな解釈装置となったのがイギリスのSPR (Society for psychical research) に代表される心霊研究や、交霊実験などを積極的に行う心霊主義であり、これがそれまでの「神経」「神経病」に取って代わった。その際、「神経病の幽霊」が実在を否定していたのに対して、欧米由来の心霊思想はその実在可能性を探究するアプローチであったことは極めて重要である。なおかつ、こうした心霊思想の国内での浸透は僧侶にとつては教説を刷新する契機として受け止められ、心霊思想に関する知識を積極的に摂取したり、幽霊写真を説教に用いたりなど、心霊思想喧伝にも一役買う僧侶が現れていた。すなわち、心霊思想は幽霊談が持つ唱導性や教戒性を損なうものではなく、より説得力をもたせるものとして受け止められていたのである。また、一方で明治後期の新聞の女性読者増加やそれに伴う家庭小説の流行などに対応するかたちで夫婦や恋人、親子間の愛情に基づいて起こると解釈される「虫の知らせ」が欧米の心霊研究の紹介と併せて新聞・雑誌で度々取り上げられるなど、幽霊談の内容にも世間の人々の嗜好に即して変化が起こっていた。

第三章 心霊以後―現代的幽霊観の成立―

明治後期に起こったいわゆる千里眼事件の影響もあり、大正期には制度的な知に依拠する「専門家」の立場から「科学」と「非科学」の線引が積極的に行われた。

中村古峯率いる変態心理学の専門雑誌『変態心理』はしばしばその代表として取り上げられる。第三章ではその『読まれ方』に焦点を当て、投書欄を参照しながら読者の中に、心霊現象に対して肯定的な立場から同誌を購読していた者が少なくなかったことを指摘した。

この背景にあったのが「知」の大衆化である。資本主義の発達によって全国市場が完成し、誰でも『変態心理』が提示するような心霊知識にアクセス出来るようになったことで、心霊に関する知識は必ずしも「専門家」だけに独占されるものではなくなっていた。その意味で、『変態心理』もまた同時代に登場した「大衆文化」のうえに立脚していたと言える。

こうした「知」の大衆化は幽霊に新たな局面をもたらした。かつて「神経病の幽霊」として実在を否定されながら記事上で「悪人」を懲戒する役割を与えられていた幽霊が、心霊という新たな「知」の領域に依拠することで、その実在にリアリティが付与されたのである。その意味で、大正期の心霊思想の一般社会への浸透は幽霊にとっての二度目の近代化であったと言える。

おわりに

従来、国家・知識人・マスメディアが提示する「文明」「科学」「合理」など近代的とされる価値観に対して、土着の民間信仰や習俗などが「民俗」として対置され、前者による後者の抑圧・編成替えが近代化のプロセスとして論じられてきた。

しかし、本研究を通して見たように、明治初期において啓蒙主義知識人が幽霊抹殺のために用いた「神経」「神経病」という「合理的」解釈は、三遊亭円朝の落語や河竹黙阿弥の歌舞伎、そして新聞雑報記事に流用されて前近代的な性質を継承しながら幽霊を近代へと甦らせていた。

やがて明治中頃から後期にかけて「文明」国であるイギリスやアメリカで流行を見せていた心霊思想がオリバー・ロッジ、ウィリアム・ジェイムズといった錚々たる知識人の名とともに国内に「科学」として流入すると、「知」の大衆化によってそうした知識は新聞や雑誌を通して一般にも流布

した。そこではいたずらに心霊を肯定し、神秘を求める風潮を牽制する『変態心理』のような雑誌もあったが、彼ら専門家の「合理的」説明は却って心霊を「科学」の領域に引き上げ、幽霊に実在としてのリアリティを与えることとなった。

このように、近代における幽霊が経験した二度の近代化は、これまで論じられてきたような「文明」から「民俗」への一方的な抑圧や編成替えによって説明できるものではない。むしろ、「文明」を前にした民衆がそこに自分たちにとって馴染み深いものを発見し、能動的にそれらを改変しながら撰取することで本来、「文明」側が意図していなかった独自の世界観を創り上げていく様子を見ることが出来る。

これまで実証性を重んじる歴史学において、幽霊のような題材は見過ごされてきた。それ故、近代になって幽霊は消えていったという見解がとくに批判されることなく受け入れられてきたのである。本研究ではそうした実証性に真つ向から歯向かう幽霊を敢えて取り上げることで、従来の近代化プロセスの相対化を試みた。それと同時に、歴史学において幽霊談のような実証不可能な経験を扱う一つの方法論を示すことが出来たのではないかと考える。

幽霊は見ようとしなければ見えない。そして一度見えてしまうと生涯見続けるものらしい。今後も研究を続けていきたい。

優秀修士論文概要

平安中後期における記録と御幸・参詣

——「記」・「留守」・「次第」の検討から——

高橋 宙暉

はじめに

日本古代国家の中世的展開についてはしばしば取り上げられる問題である。本論文では、藤原頼通を中世移行過程の一つの画期として設定する。先行研究では古代から平安時代に至る変化を説明する時、太政官機構の主導者が交替するという指摘がされてきた。特に摂関・院政期などと呼ばれる時代区分がそれにあたる。前者の隆盛を築いた人物が藤原道長・頼通父子であった。そして平安時代末には白河上皇に代表されるように院が主導権を握ることになる。

道長やその時代に評価については研究が蓄積され、その政治体制が院政につながるという研究もある。一方で土地制度や儀式における先例の引用から、頼通を中世との結節点とみる考えも存する。ところが頼通の時代については、史料制約もあって積極的に論じられることは少なかった。そこで、通時代的に看取される御幸・参詣を通じて政治的連続性や変化について記録(第一章)・制度(第二章)・書物(第三章)という題材から主に頼通の時代について論じた。

第一章 「記」と高野山参詣

頼通の高野山への参詣を取り上げる。日本古代における天皇や上皇の行幸や御幸、摂関家の寺社への参詣などはこれまで特に王権を論じる文脈のなかで研究が蓄積されてきた。しかし、それらについて記した記録そのものの性格や成立の背景にまで踏み込んで論じるものは多くない。頼通は日記を記していなかったとも言われている。したがってその周縁の記録も少なくなる。ところが、彼の高野山参詣を記した書物である平範国著『宇治関白高野山御参詣記』(以下、『参詣記』と表記)は比較的多くの情報を提供する。

まず、『参詣記』を検討する上で「記」とよばれる文体に着目した。「記」は内容として紀行・行事・怪異・生活などが記録されている。それは唐に興った文化であり、四六駢儷体から脱却した筆録法であった。それが日本では宇多天皇の頃に受容された。行事について記したものに紀長谷雄の『競狩記』がある。宇多上皇が讓位直後に遊獵を行った際の記録である。

この御幸を認めたものに菅原道真の「宮滝御幸記」も佚書として知られている。「記」の性格の一つに、行事の正当化と史書編纂の典拠史料としたらしい。国文学の立場からは、このような作品は宇多を最後にみられなくなり、その表現の場は『土佐日記』などの仮名文学へ移行するという見解も提示されている。しかし、この考えにはすぐさま左袒することは難しい。

そこで、『参詣記』をみてみよう。その筆録の特徴は『競狩記』に通じるものがある。実は、道長もまた『七大寺巡礼私記』に逸文が知られる「修行記」を作らせている。後代には、白河上皇の藤原通俊著『寛治二年高野御幸記』、鳥羽上皇の藤原実行者『高野御幸記』が作成されている。これらの参詣主体者が冒頭に述べた摂関期・院政期の時代区分と一致することは注目すべきであろう。それぞれの作品には、以下の共通した特徴がみ

れる。I 作者が行幸の主体者ではなく、特定の立場に依らない記述がされる。II 日次の体裁である。III 基本的に京を出発した日から帰洛までが記録される。IV 供奉の人々が原則出京初日に列挙される、といった具合である。便宜上、上皇と摂関家とを区別して検証してみる。I についてみてみる。『競狩記』や『宮滝御幸記』は本文に作成の命が下った旨記されていないものの、宇多の指示のもと作成されたと考えられている。白河の御幸記には「勅命」のため「粗く実録」したという。鳥羽のも同様に「叡旨」があった。道長・頼通の例もみてみると、「修行記」には「教命」があったこと、『参詣記』にも「仰」によったことが書かれている。上皇と摂関家ともに II~IV についても墨守されている。こうして、「宇多を最後にみられない」という見解は退けられなければならない。

しかし、道長と頼通の「記」には種々の違いが見受けられる。まず行程の違いが挙げられる。道長は宇多を模倣するように南都の諸寺を巡ってから高野山へと向かう。道長の参詣については、遊興的であり院政期の院の参詣と共通性はみられないとした研究もある。一方の頼通は直接高野山へと向かうのである。さらに、その費用の徴収や各地での饗宴の様子は、道長が質素な参詣を志向したこととは対照的であり、むしろ院のそれに類似性を見出せるのである。

第二章 平安中後期の「留守」について

次に、行幸の際に置かれた臨時の職である「留守」を取り上げた。史料中には「留守官」などとみられ、留守についての言及は頼通以前までされている。留守は行幸時における政治権力の分有のされかたをはかる材料とされながら、頼通以降の留守設置については研究が進んでいない。後冷泉天皇から、下限を後白河上皇崩御時に設定して考察を加えた。

平安時代の「留守」は簡潔に言えば、行幸時に原則参議と弁官から一人ずつ内裏に留め置く制度のことである。この他、「留守蔵人」が置かれることもあった。天皇行幸に際して共通して留守が置かれたものに、御禊行幸・神社行幸・朝覲行幸がある。御禊行幸については『西宮記』『北山抄』『江家次第』などに規定がみえ、旧来からあった制度であった。特異なものとしては在位中に崩御した堀河・近衛両天皇の葬送に際しても留守が設置され、彼らは仏事も担ったようである。

留守の職務は、政務執行の空白が生じないために実務上必要とされていたと理解されている。供奉に耐えられない高齢者の任官もみられる。後冷泉以降の任官例をみてみると、これに相違ない。「留守上卿」などと史料中にはみられ、内裏において官人の祇候や防災のため巡検して維持管理にあたった。院政期における特徴としては、院と対面する際には留守が置かれなかったり、人選について院の意向が反映されていたりしていた。

留守官は元来天皇が京を不在にする際の制度であったが、院の御幸にも置かれるようになっていく。白河・後白河が上皇であった時の設置例が確認できる。『為房卿記』には、この時権左少弁・蔵人であった記主藤原為房が平等院御幸のおり、白河の院宣によって大内に、摂政藤原師実の仰によって「遷御の間の事」については沙汰したという。また、『中右記』にも白河と師実が不在の際に民部卿源経信を大内に留守させている。彼らが白河の近臣であったことも見逃せない。いずれも共通することは、堀河天皇の元服前後にみられるということである。さらには、宗仁親王（後の鳥羽天皇）の東宮坊にも藤原為房、顕隆、実行などの院近臣や、白河の従兄弟にあたる実隆などに対して白河は留守を命じている。院政の黎明期にこうした記事が散見されることは特筆される。白河は御幸に多くの公卿以下官人を供奉させて示威行為を行う一方で、天皇周辺に腹心を派遣して院司や近臣という私的な結合が公的な場に影響を行使する機会を創出すること

になったと考えた。

天皇・上皇不在に伴って置かれた留守が、例外的に関白頼通が興福寺落慶供養を行った時にも設置されていた。『小右記』には、道長は自身が高野山に参詣する際に現任の摂政を畿外へ連れ出すことは便なしとして急遽弟教通が代わりに随行させることにした。道長は頼通の関白左大臣就任を見届けるまで、金峯山参詣を例外として京外へと大規模に向かうことはしなかった。一方の頼通は在職中でありながら高野山へと出向いたり、政務に支障がでるほど長期間白河に滞在したりしている。このように、院の不在の状況と頼通の行動とが相似していることを指摘した。

第三章 折本次第の基礎的考察

本章では、書物が時代と共に変遷することでその過程をみる指標となることを提示した。本論文においては補論に位置する。これまで研究の俎上に載せられることがほとんどなかった書物である「次第書」を取り上げた。次第書に重要な逸文が含まれることはかねてから指摘されてきたが、書誌や本文の検討は進展していない。ここでは、宮内庁書陵部に現蔵される九条家伝来の次第書、そのなかでも桧型かつ折本装の次第書を考察の対象とした。このような次第書は①行事の進行を記したものの、②行事における特定の役職の作法を記したものに大別することができる。その形態から携行の便があり、行事の最中に参照されることもあった。藤原顕光は上卿作法を「懐紙」に書かせて参照しているのにも関わらず円滑に差配できずに誹りをしばしば受けているが、これも次第書と同等のものと考えてよいだろう。

まず、こうした次第書が官人社会でどのように利用されていたかを古記録からみしてみる。実務系の官人では十一世紀頃から活用していた。特に、

忽忘に備えるために子息に持たせるなどしている。また、一族で共有することもあった。さらに、十二世紀には家の文庫において保管されていた。

一方の撰閲家では、こうした次第書の使用は遅れたようである。少なくとも撰閲家が次第書を用いたのが古記録と実物から確認できるのは藤原忠実以降である。また、九条家の文庫目録に次第書の項目が書かれるのが十三世紀まで待たなければならぬことから推察される。

さらに、このような儀式作法が時代を降るごとに独占されるようになっていく。有力な説を持ちえる家においては優位を示すことができる道具となる。つまり、次第書の利用から貴族社会の変容を捉えることができるのである。また、副次的に古記録を筆録する際に次第書を参照しつつ記述されていることを突き止めた。

おわりに

以上、本論文の概要を示してきた。一つの時代性を述べようとした時、記録の性格や制度、書物の利用からアプローチすることで新たな知見を得ることができた。特に、古代から中世へとという大きな課題を考える時、政治や制度的な変容からのアプローチだけでないことを示せたのではないかと思う。今後は各章で述べたことを深化させ、平安貴族社会の体系的な理解を進めたい。